

判例研究 ～PTSD が「障害」に当たるか～

1. 事実の概要

被告人は一年余りの間、4回にわたり、各被害者女性をホテルの客室や被告人方居室等に監禁し、その結果、各被害女性に重篤な心的外傷後ストレス障害(以下「PTSD」という。)を負わせた。

第一審判決は、PTSD が刑法上の「傷害」に当たることを前提に、監禁致死傷罪の成立を肯定した。これに対し被告人側が控訴し、PTSD の「傷害」該当性を争ったが、原判決は、「刑法上の『傷害』は、人の生理的機能に障害を与え、あるいは、健康状態を不良に変更することを意味するところ、PTSD についても、精神疾患としてこれに該当するものと認められるのが相当である」として PTSD の傷害該当性を肯定し、控訴を棄却した。被告人側は、PTSD のような精神的障害は刑法上の「傷害」に含まれないとして上告した。

2. 判旨

上告棄却。「被告人は、本件各被害者を不法に監禁し、その結果、各被害者について、監禁行為やその手段等として加えられた暴行、脅迫により、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、いわゆる再体験症状、回避・精神麻痺症状及び過覚醒症状といった医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(以下「PTSD」という)の発症が認められたというのである。上記認定のような精神的機能の傷害を惹起した場合も刑法にいう傷害に当たる。」

3. 意義

(1) 傷害の意義

a.生理的機能障害説…人の生理的機能の障害または健康状態の不良な変更

b.完全性侵害説…身体の完全性の侵害

→生理的機能障害説

→生理的機能の障害には、ノイローゼ等の精神的機能の障害も含まれる。

(2) 精神的機能の障害がどのような場合に生理的機能の障害に含まれるか

判旨「一時的な精神的な苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず」

→日常生活上看過される程度の軽微なものは「傷害」にあたらないとの理解を前提

(3) 基本犯や本来の構成要件自体通常随伴する程度を超えたもの